

はじめに

平成19年度から特別支援教育を法的に位置付けた改正学校教育法が施行され、同時に、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局長通知）により、全校種において、学校全体で、教育上特別な支援を必要とする児童生徒等に適切な教育を行う上での基本的な考え方、留意事項も示されました。

「特別支援学校」においては在籍する児童生徒等の教育のほか、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが明確に位置づけられ、幼稚園、小・中学校及び高等学校においては、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上及び生活上の困難を克服するための教育を行う旨が明記されました。

京都府では平成19年度から府立特別支援学校（本校全10校、分校2校）に専任の地域支援コーディネーターを配置するとともに、地域支援センターを設置し、「特別支援学校・地域等連携推進事業」を実施しています。

また、府内全域を「特別支援教育体制推進事業」（平成17～19年度文部科学省委嘱事業）の推進地域に指定し、教育局と特別支援学校の連携のもとに、この2つの事業を連動させ、幼稚園、保育所を含む学校等を対象に地域単位での巡回相談などを実施し、通常の学級に学ぶ障害のある児童生徒等に対する適切な指導と必要な支援を行うためのネットワーク作りを推進してきました。

府内の公立小・中学校では、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名はほぼ100%、幼稚園、高等学校でも約90%となり、各学校等では、このシステムを確かな連携の動きとして機能させ、特別な支援を必要とする児童生徒やその担任等を効果的に支援していくための取組が進められています。

さらに、昨年度から中学校に主にLD、ADHD等の生徒を対象とする通級指導教室の設置により中学生にも通級による支援が継続できる体制を整備し、「特別支援教育充実事業」として小・中学校に100名の非常勤講師を配置したことにより、一人一人のニーズに応じた支援の基盤となる、全校的な支援体制の充実に向けた取組が進められております。

あわせて、府総合教育センターの講座や府特別支援教育研究協議会での研修会においては、各学校でのコーディネーターの実践などが交流され、幼稚園、高等学校においても、具体的な支援や連携のあり方に対する校（園）内研修などの実施が増えています。

生涯にわたってニーズに応じた具体的な支援をするために、文部科学省と厚生労働省が連携した施策を打ち出しています。府内でも今年度設置された発達障害者支援センター及び発達障害者圏域支援センターとの連携、職業自立に関する実践事業等を活用した就労支援に向けた動きなど、府や地域単位での連携協議会等支援体制の整備に取り組んでいます。

本年度は特別支援教育元年とも言われます。この冊子によって現在の取組状況を御確認いただき、全校種において特別支援教育を一層推進し、更に生涯にわたる支援に繋ぐ一助にいただければと願っております。

平成20年3月

京都府教育庁指導部特別支援教育課
課長 松本 公雄